

豊頃町行政改革大綱《第7次》推進項目別進捗状況

(各項目における令和5年度の数値は実績見込み)

1 協働のまちづくりの推進

(1) 町民との協働によるまちづくり

- ・ 地域活動に対する支援

① 地域提案支援事業交付金制度の推進

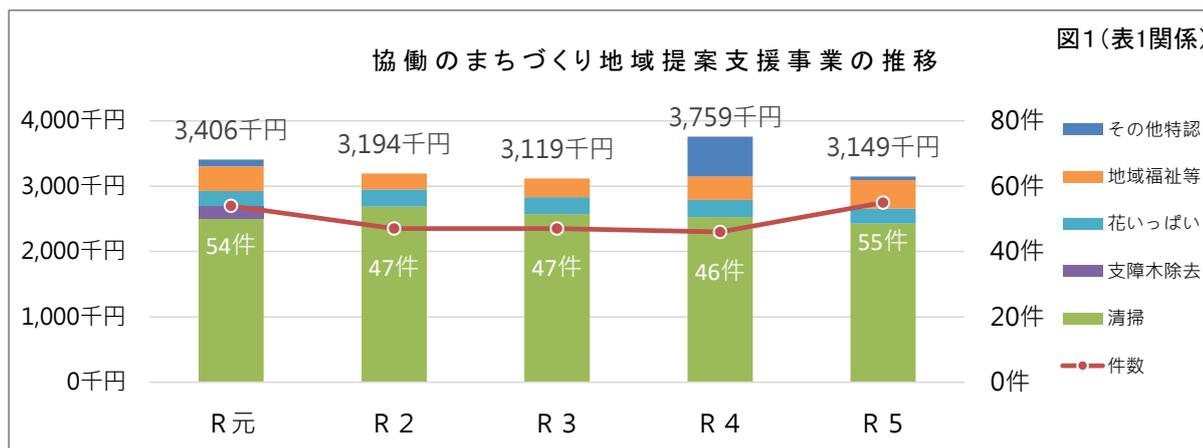
【企画課】

行政への多様なニーズに応じていくため、町民が主体的となり独自に提案する事業を推進することで、まちづくりへの意識の向上を図り、今後も多様な分野において町民と協働しながら効率的な行政運営に努めます。

- ・ 平成20年4月1日～ 豊頃町協働のまちづくり地域提案支援事業交付金交付要綱の制定

● 表1 協働のまちづくり地域提案支援事業実績 (単位：件、千円)

年 度	R元		R2		R3		R4		R5	
	件数	金 額								
清掃事業	31	2,507	34	2,687	33	2,574	29	2,529	33	2,428
うち町道・町有地清掃	22	1,113	23	1,130	22	1,085	18	946	21	970
うち排水清掃	4	386	4	386	4	356	4	386	4	416
うち河川清掃	5	1,008	7	1,171	7	1,133	7	1,197	8	1,042
支障木除去事業	1	187	0	0	0	0	0	0	0	0
花いっぱい事業	7	235	8	265	7	260	7	260	6	230
地域福祉・保健・防災・交流事業	12	377	5	242	7	285	9	360	14	436
その他特認事業等	3	100	0	0	0	0	1	610	2	55
計	54	3,406	47	3,194	47	3,119	46	3,759	55	3,149
(実団体数)	32		28		31		28		32	



② 自主防災組織の整備促進

【総務課】

現在6団体が組織されています。各組織においては、可能な範囲で自主的に避難訓練等を実施しています。今後も自主防災組織の拡充を図り、町民の防災意識の向上を図っていきます。

③ 地域づくり協議会に対する支援

【教育課】

各地域コミュニティ活動活性化のため、事業展開の相談・支援体制の充実を図るとともに、地域づくり協議会未設置地域の自主的な組織形成を推進しており平成28年度において1協議会が新たに組織され全体で7協議会となり、町民主体のまちづくりや、地域における絆づくりの活動を通して、町民自らの手で「明るく豊かな住み良い」町づくりが進められています。

今後も各地域づくり協議会への奨励費交付や指導援助、町づくり講演会の開催、「報徳のおしえ」等を推進していきます。

④ 行政区の統合等

【企画課】

大津地域においては住民による話し合いで2区と3区が統合されたことから、平成29年4月1日から町内の行政区は34行政区となっています。

豊頃町行政区設置条例での行政区の基準は40戸としており、現在基準を下回っている行政区は24行政区あります。このことから、集落機能維持に向け、地域と行政をつなぐ地域担当職員制度等を検討していきます。

⑤ 地域等による資源ごみ収集・分別奨励事業の推進

【住民課】

市街地及び農村部における分別収集の状況を把握し、現収集体制における分別方法の徹底を各行政区へ依頼するとともに、事業の推進方法及び財政効果等についての検討を行い、平成27年4月からの資源ごみ集団回収活動助成事業については、現在10団体が資源ごみ回収活動を行っています。

また、令和4年9月から小型充電式電池の無料回収を開始し、令和5年4月から大型ごみの処理料について、ごみ処理券に300円券を追加し、大型ごみの重量を50kg以下と100kg以下の2区分に見直すなど、住民の多様なニーズに対応していきます。

今後においても、分別収集の徹底を図るとともに減量化とリサイクルの推進等、循環型社会の構築に向けた住民意識の形成を図っていきます。

(2) 町民参加の推進

・ 情報技術を活用した広聴の充実

⑥ 町ホームページの広報・広聴機能充実

【企画課】

行政情報をはじめ町のトピックスなどを広く発信するホームページについては、令和4年度にフルリニューアルし、スマートフォン用レイアウトでの閲覧が可能となり、システムの変更により内容更新が容易になったことから、迅速に情報提供が可能となりました。

今後も、より「見やすく」、「使われやすい」ホームページを目指し更新を行います。

⑦ 男女共同参画社会の形成

【総務課】

男女対等な意見を町政に反映させるために、審議会等で女性委員の積極的な登用を推進することとし、女性リーダーの育成や地域講座、オンライン講座の開催、町内団体構成員の女性比率の向上を推し進めるなど、実質的な機会の均等を目指します。

・ 法令、政令及び条例による審議会等における女性登用比率

令和5年度 16.3% (全道平均比率 24.3%)

令和4年度 16.3% (全道平均比率 23.6%)

2 効率的な事務事業の推進

(1) 公共施設の適正管理

① 公共施設等個別計画の策定

【企画課】

令和3年度に個別計画を策定し、今後、保有する公共施設の状況を踏まえながら、長寿命化や施設の統廃合などを検討するとともに計画的な公共施設の維持管理に努めていきます。

(2) 民間委託・民営化の推進

② 民間委託・民営化の検討

【各課】

平成18年度から町有牧野、令和3年度から町立豊頃医院及び大津診療所の指定管理者制度による委託を実施しています。

今後、事務事業を含め民間委託や指定管理者制度による効率的な公共施設等の運営を継続的に検討し、取り組み可能なものから実施をしていきます。

3 時代に即した組織・機構の整備

(1) 行政機構の整備及び適正な人事管理

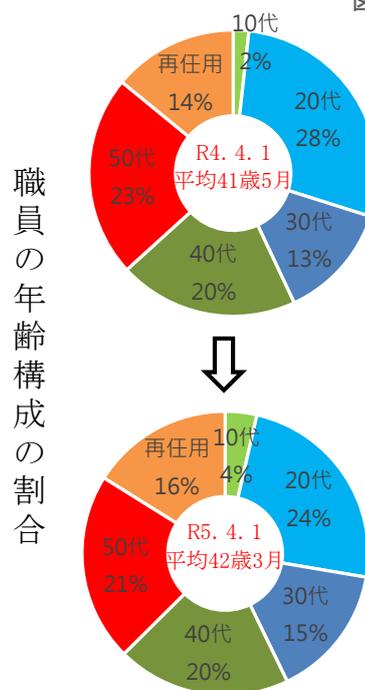
① 職員数、年齢構成の適正配置

【総務課】

● 表2 年齢構成と職員数 (単位：人)

区 分	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1
組織・機構	12課41係	12課40係	12課40係	9課39係	9課34係
20歳未満	1	1	3	2	4
20歳～24歳	9	10	16	18	10
25歳～29歳	14	15	13	13	17
30歳～34歳	11	9	8	10	11
35歳～39歳	8	9	7	5	6
40歳～44歳	11	8	11	13	10
45歳～49歳	16	15	12	10	12
50歳～54歳	13	13	16	17	13
55歳～59歳	28	24	20	9	11
60歳～(再任用職員)	2	8	10	16	18
計	113	112	116	113	112
職員(正・2号)数	111	104	106	97	94
再任用職員数	2	8	10	16	18
平均年齢	43歳7月	43歳4月	42歳1月	41歳5月	42歳3月

図3(表2関係)

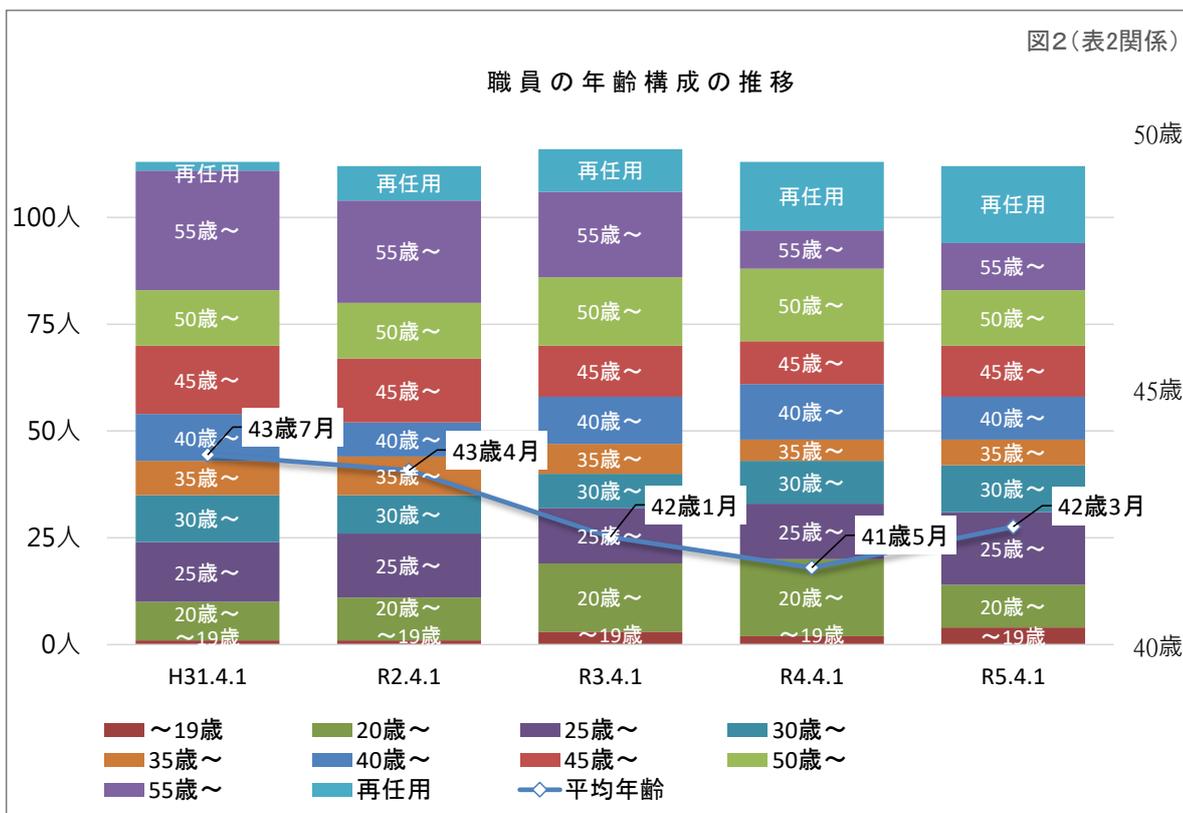


職員の年齢構成の割合



図2(表2関係)

職員の年齢構成の推移



② 時代にあった行政機構等の見直し

【総務課】

● 表3 令和4年4月1日の機構図
9課（事務局）39係（支所等）

課		係（支所等）	
総務課		総務係 財政係	危機対策係 管財契約係
企画課		町づくり推進係 広報情報係 商工観光係	
住民課		住民税係 資産税係 戸籍年金係	出納係 生活環境係 (大津支所)
福祉課		福祉係 介護保険係 健康係 保険係	子育て支援係 (こどもプラザ) (大津保育所)
産業課		農政係 畜産係 林政係	土地改良係 水産係
施設課		施設住宅管理係 水道係 土木係	建築係 地籍係
教育委員会	教育課	総務係 学校教育係 社会教育係 図書係	車両係 体育振興係 (学校給食センター)
議会事務局		庶務係	
農業委員会事務局		農地振興係	

● 表4 令和5年4月1日の機構図
9課（事務局）34係（支所等）

課		係（支所等）	
総務課		総務係 財政係	危機対策係 管財契約係
企画課		町づくり推進係 広報情報係	
住民課		住民税係 資産税係 戸籍年金係	出納係 生活環境係 (大津支所)
福祉課		福祉係 健康係 保険係	子育て支援係 (こどもプラザ) (大津保育所)
産業課		農政係 林政係	土地改良係 水産係
施設課		施設住宅管理係 水道係 土木係	建築地籍係
教育委員会	教育課	総務係 学校教育係 社会教育係 図書係	体育振興係 (学校給食センター)
議会事務局		庶務係	
農業委員会事務局		農地振興係	

(2) 広域的な行政体制の推進

③ 事務事業の広域的連携の推進

【企画課】 【福祉課】

- 平成20年4月1日～ 後期高齢者医療制度
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成19年3月1日に道内全ての自治体により北海道後期高齢者医療広域連合が組織され、それまでの老人保健制度に代わり高齢者医療費の世代間負担による軽減と保険者の広域化による安定的な保険運営が図られています。
- 平成23年7月1日～ 十勝定住自立圏
中心市宣言を行った帯広市と協定を締結し、救急医療体制の確保を図るなどの「生活機能の強化に係る政策分野」、移住交流の促進を図るなどの「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」、人材育成を図るための「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」の取組を、相互に役割を分担して連携協力しています。
- 平成23年7月1日～ フードバレーとからち
十勝の特性・優位性や蓄積されてきた産業基盤を活用し、「フードバレーとからち推進協議会」においてオール十勝で産業振興に取り組んでいます。
- 平成25年6月1日～ 十勝バイオマス産業都市
7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が十勝地域19市町村を「バイオマス産業都市」に指定したことから、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化のため、「バイオマス産業都市」の構築を目指しています。
- 平成28年4月1日～ とからち広域消防事務組合を設立
消防体制の充実・強化を図るため、消防業務を十勝管内19市町村で共同処理する「とからち広域消防事務組合」を平成27年に設立し、平成28年4月1日から帯広市に消防本部を置き共通事務の一元処理及び統一的な制度運用などの消防業務を広域で開始しています。
- 平成30年4月1日～ 国民健康保険制度の広域化
国民健康保険法に基づく自営業者等の医療保険事務は、各自治体が保険者となり運営が図られてきましたが、平成30年度から北海道と市町村が運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業を実施しています。
- 平成30年4月1日～ 十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合
効率的・効果的な広域連携の取組を進め、持続的に発展する活力ある地域づくりを目指します。

④ 新たな広域連携制度の調査研究

【企画課】

他の市町村と連携して事務を処理するに当たっての基本的な指針及び役割分担を定める「連携協約」を締結できる制度及び事務の一部を他の市町村に管理・執行させることができる「事務の代替執行」の制度が創設されたことに伴う制度の調査研究を進めます。

4 健全な財政運営の推進

(1) 財政健全化に関する法に基づく指針

① 財政健全化の推進（R3～R7）の策定

【総務課】

● 表5 財政計画と決算（普通会計）

【歳入】

(単位：千円)

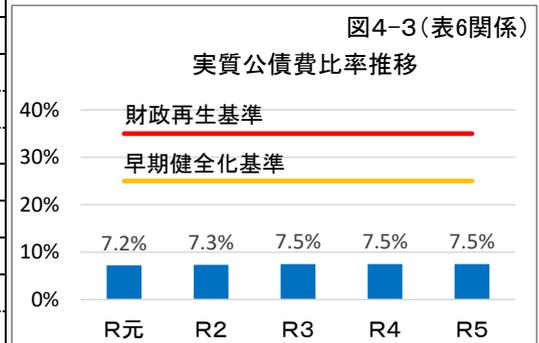
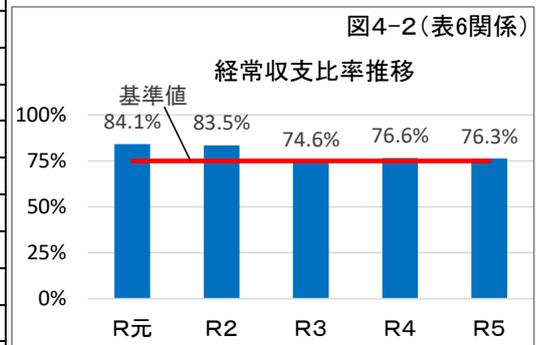
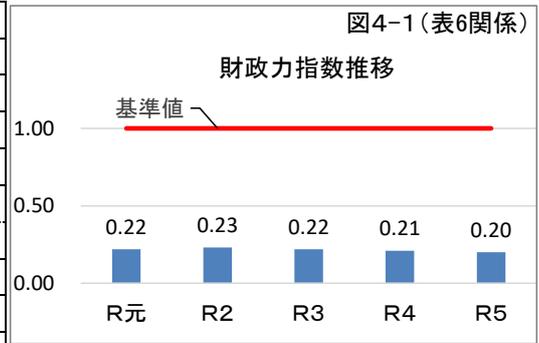
年 度		R 3		R 4		R 5		R 6	
項 目		財政計画	決 算	財政計画	決 算	財政計画	決算見込	財政計画	予 算
自主財源	地方税	579,350	615,211	553,150	609,229	536,350	575,243	520,150	451,759
	使用料・手数料	91,345	137,440	90,650	119,563	90,257	136,791	89,766	86,014
	財産収入	41,620	56,553	41,620	54,606	41,620	50,167	41,620	50,403
	繰入金	190,000	129,846	224,000	436,244	156,000	476,345	310,000	364,541
	諸収入	106,412	122,778	106,297	141,068	106,183	124,643	106,070	154,035
	その他	77,891	234,959	66,645	90,897	51,389	87,330	56,269	110,169
	小 計	1,086,618	1,296,787	1,082,362	1,451,607	981,799	1,450,519	1,123,875	1,216,921
依存財源	地方交付税	2,297,723	2,673,533	2,258,293	2,637,630	2,222,678	2,651,479	2,184,736	2,496,051
	地方譲与税等	124,664	108,738	144,510	207,393	169,189	211,144	171,681	218,540
	国・道支出金	657,016	987,151	1,162,493	1,560,457	629,654	1,087,125	633,482	906,493
	分担金・負担金	119,890	122,158	101,190	81,188	66,170	25,525	32,680	19,395
	地方債	671,000	507,075	1,683,000	1,472,717	887,400	1,125,381	1,056,600	627,400
	小 計	3,870,293	4,398,655	5,349,486	5,959,385	3,975,091	5,100,654	4,079,179	4,267,879
歳入合計		4,956,911	5,695,442	6,431,848	7,410,992	4,956,890	6,551,173	5,203,054	5,484,800

【歳出】

年 度		R 3		R 4		R 5		R 6	
項 目		財政計画	決 算	財政計画	決 算	財政計画	決算見込	財政計画	予 算
義務費	人件費	969,418	1,000,867	921,661	928,867	927,660	931,242	907,391	940,155
	扶助費	265,000	342,880	265,000	277,662	265,000	300,026	265,000	250,477
	公債費	551,442	551,409	570,490	572,960	571,912	586,492	557,638	787,567
	小 計	1,785,860	1,895,156	1,757,151	1,779,489	1,764,572	1,817,760	1,730,029	1,978,199
消費的経費	物件費	578,714	553,547	558,934	549,714	553,167	774,473	550,415	729,175
	維持補修費	115,267	174,308	112,500	188,137	112,500	140,460	110,000	148,916
	補助費等	495,878	590,363	491,178	762,543	490,600	660,279	486,100	675,617
	貸付金	80,000	80,000	80,000	95,000	80,000	95,000	80,000	95,000
	積立金	61,270	458,500	54,100	687,349	54,100	557,845	58,600	107,487
	繰出金	325,253	397,612	323,163	418,784	355,018	391,796	305,760	267,263
	小 計	1,656,382	2,254,330	1,619,875	2,701,527	1,645,385	2,619,853	1,590,875	2,023,458
投資経費	普通建設事業	1,448,822	1,388,761	3,021,264	2,738,278	1,503,373	2,089,293	1,844,391	1,482,093
	災害復旧事業	1,000	62,770	1,000	88,290	1,000	5,498	1,000	50
	小 計	1,449,822	1,451,531	3,022,264	2,826,568	1,504,373	2,094,791	1,845,391	1,482,143
歳出合計		4,892,064	5,601,017	6,399,290	7,307,584	4,914,330	6,532,404	5,166,295	5,483,800
基金残高		4,988,091	5,515,916	4,860,900	5,816,877	4,779,479	5,833,593	4,551,600	5,576,540
地方債残高		4,892,273	5,035,862	6,020,264	5,952,532	6,349,269	6,581,692	6,859,667	6,447,721

● 表6 普通会計の財政状況 (単位：人、百万円)

年 度		R元	R2	R3	R4	R5
年度末住民基本台帳人口		3,124	3,080	3,023	2,958	2,913
決 算 状 況	歳入合計	4,853	5,750	5,695	7,411	6,551
	町税	632	610	615	609	575
	地方交付税	2,259	2,344	2,674	2,638	2,651
	普通	2,097	2,187	2,469	2,445	2,449
	特別	162	157	205	193	202
	地方債	339	779	507	1,473	1,125
	臨財債	83	83	113	30	13
	歳出合計	4,748	5,631	5,601	7,308	6,549
	人件費	996	1,015	1,001	929	931
	職員給与	566	560	564	491	522
公債費	501	524	551	573	587	
投資的経費	1,144	1,487	1,452	2,738	2,089	
各 財 政 指 標	財政力指数	0.22	0.23	0.22	0.21	0.20
	経常収支比率	84.1	83.5	74.6	76.6	76.3
	実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	連結赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	実質公債費比率	7.2	7.3	7.5	7.5	7.5
	将来負担比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基 金 残 高	基金残高合計	4,976	5,121	5,516	5,817	5,834
	財政調整基金	2,201	2,255	2,375	2,422	2,174
	減債基金	549	550	550	770	1,070
	その他	2,226	2,316	2,591	2,625	2,590
地方債残高	4,785	5,063	5,036	5,953	6,582	
債務負担行為残高	354	244	1,905	1,908	272	
職 員 数	職員合計	107	103	106	96	94
	正職員	74	73	73	68	67
	会計年度2号職員	33	30	33	28	27



◎ 各財政指数の説明

- ・ 財政力指数～ 普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年度平均値で、この数値が1に近いほど財政的体力があることとなります。
- ・ 経常収支比率～ 経常一般財源に対する経常経費充当一般財源の割合で、70%程度が適正と考えられ、75%を超えると財政の弾力性が失われつつあると考えられています。
- ・ 実質赤字比率～ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断』の指標のひとつで、一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引いた額が赤字になった場合、地方公共団体が通常収入されるであろう経常的一般財源の規模に対する赤字額の割合です。
15%を超えると黄色信号（早期健全化基準）、20%を超えた場合は赤信号（財政再生基準）と判断されます。
- ・ 連結実質赤字比率～ 実質赤字比率同様、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断』の指標のひとつで、普通会計、特別会計の全ての会計収支の合計が赤字であった場合、どの程度の赤字であったのかを比率で表したものです。
20%を超えると黄色信号（早期健全化基準）、30%を超えた場合は赤信号（財政再生基準）と判断されます。
- ・ 実質公債費比率～ 実質赤字比率同様、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断比率』の指標のひとつで、町の借入金の返済額及びそれに準じるものの額を指標化したものです。
言い換えれば、収入のうちどの位の借金を返済に充てているかを示すもので、25%を超えると黄色信号（早期健全化基準）、35%を超えると赤信号（財政再生基準）と判断されます。
- ・ 将来負担比率～ 実質赤字比率同様、平成19年度から公表が義務付けられた『健全化判断』の指標のひとつで、一般会計等が背負っている借金が、その会計の標準的な年間収入の何年分であるかを表しています。
100%が1年分に相当し、350%を超えると黄色信号（早期健全化基準）と判断されます。

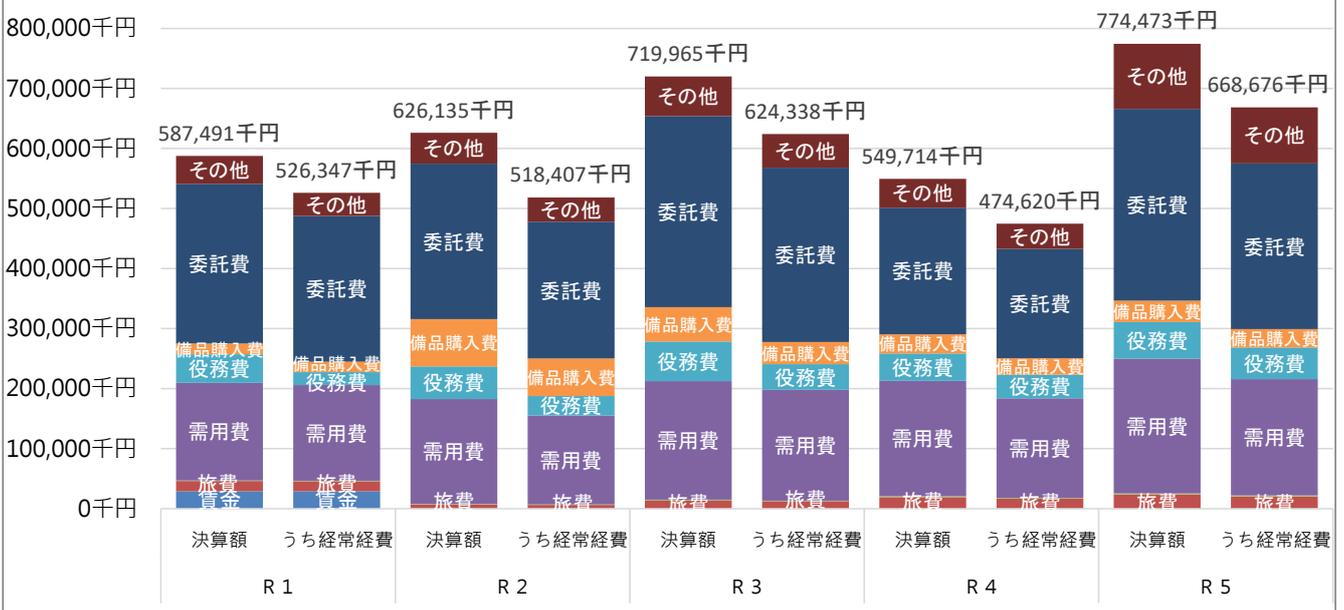
● 表7 物件費の状況

(単位：千円)

区分	年度 項目	R元		R2		R3		R4		R5	
		支出額	前年度対比	支出額	前年度対比	支出額	前年度対比	支出額	前年度対比	支出額	前年度対比
決算額	賃金	29,328	10.5	0	▲ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	旅費	16,689	▲ 20.8	7,125	▲ 57.3	13,604	90.9	19,143	40.7	23,577	23.2
	交際費	1,189	▲ 5.4	849	▲ 28.6	1,550	82.6	1,535	▲ 1.0	1,873	22.0
	需用費	162,467	▲ 5.9	174,719	7.5	197,269	12.9	192,350	▲ 2.5	224,612	16.8
	役務費	47,594	2.1	54,373	14.2	66,194	21.7	45,449	▲ 31.3	60,880	34.0
	備品購入費	17,853	▲ 34.6	78,662	340.6	57,007	▲ 27.5	32,169	▲ 43.6	35,566	10.6
	委託費	266,145	18.4	259,279	▲ 2.6	318,437	22.8	210,933	▲ 33.8	319,529	51.5
	その他	46,226	3.8	51,128	10.6	65,904	28.9	48,135	▲ 27.0	108,436	125.3
	計	587,491	4.0	626,135	6.6	719,965	15.0	549,714	▲ 23.6	774,473	40.9
上記のうち 経常経費	賃金	29,188	23.6	0	▲ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	旅費	16,445	▲ 8.6	6,376	▲ 61.2	12,369	94.0	16,528	33.6	20,356	23.2
	交際費	880	2.6	728	▲ 17.3	1,160	59.3	1,325	14.2	1,617	22.0
	需用費	159,354	▲ 5.7	148,322	▲ 6.9	184,406	24.3	166,075	▲ 9.9	193,930	16.8
	役務費	21,538	▲ 49.1	32,344	50.2	42,845	32.5	39,240	▲ 8.4	52,563	34.0
	備品購入費	17,503	皆増	62,531	257.3	36,844	▲ 41.1	27,775	▲ 24.6	30,707	10.6
	委託費	242,793	13.7	227,788	▲ 6.2	290,386	27.5	182,118	▲ 37.3	275,880	51.5
	その他	38,646	▲ 8.6	40,318	4.3	56,327	39.7	41,559	▲ 26.2	93,623	125.3
	計	526,347	3.3	518,407	▲ 1.5	624,338	20.4	474,620	▲ 24.0	668,676	40.9

図5(表7関係)

物件費の推移



(2) 財源の確保

② 町税等収納対策の強化

【関係各課】

町税等の徴収については、それぞれの担当課において効率的に徴収事務を行っており、本町は高い徴収率となっています。しかしながら一部において町税等の滞納が発生しており、これらの徴収においては担当職員の経験と努力により、粘り強く収納対策を実施しております。特に町税では納期内納税者との公平を保つため、法令に基づく滞納処分を行ってまいります。なお、今後も滞納者の生活実態等の情報を共有するなど、町税等の滞納額の収納率向上を図り、税収等の確保に努めます。

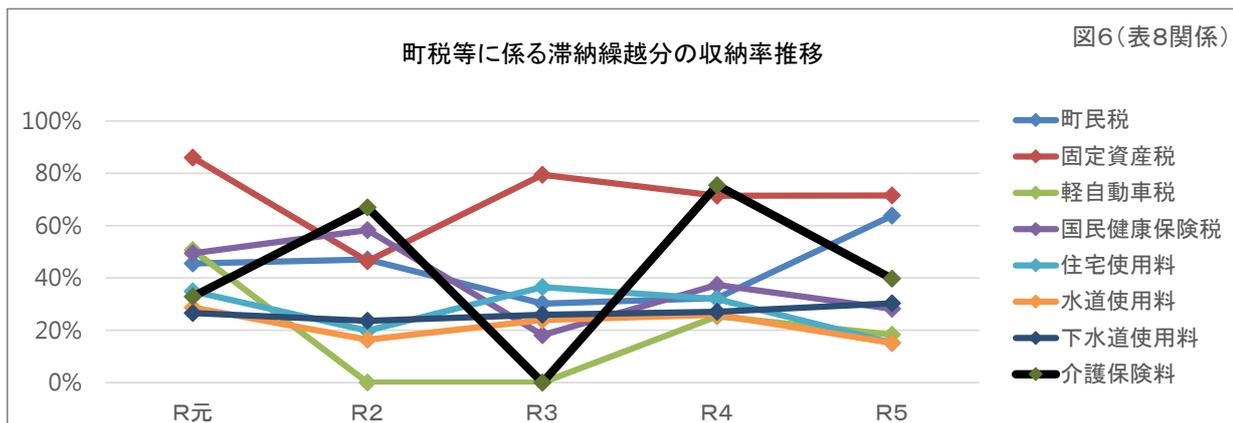
● 表8 町税等に係る滞納繰越分の徴収実績 (令和6年4月現在)

(単位：円)

区分	年度	R元		R2		R3		R4		R5		
		徴収額 対象額	収納率 (%)									
町税	町民税	1,145,175	45.55	625,700	47.10	223,000	30.20	235,933	32.29	591,350	63.81	
		2,514,268	不納欠損額 272,906円	1,328,466	不納欠損額 168,503円	738,451		730,632		926,800		不納欠損額 102,048円
	固定資産税	10,181,978	86.60	987,262	46.41	1,864,792	79.40	1,052,300	71.41	756,000	71.54	
		11,757,200	不納欠損額 230,300円	2,127,122	不納欠損額 556,868円	2,348,592	不納欠損額 102,800円	1,473,600	不納欠損額 274,600円	1,056,800		
	軽自動車税	33,052	50.64	0	0.00	0	0.00	10,800	25.35	12,900	18.30	
		65,272	不納欠損額 21,020円	11,200	不納欠損額 11,200円	12,900		42,600		70,500		
	国民健康保険税	3,432,822	62.24	1,496,753	58.29	262,096	18.16	323,891	37.37	280,732	28.24	
		5,515,076	不納欠損額 37,400円	2,567,754	不納欠損額 31,200円	1,442,901		866,598	不納欠損額 67,500円	994,104	不納欠損額 388,892円	
	その他	住宅使用料	211,800	34.91	110,684	19.79	287,700	36.52	234,500	31.92	163,026	15.16
			606,678		559,418		787,834		734,634		1,075,034	
		水道使用料	171,106	28.70	96,601	16.41	205,225	23.91	293,091	25.95	142,822	15.12
			596,179		588,509		858,190		1,129,418		944,690	
下水道使用料		45,330	26.60	33,818	23.61	63,537	25.94	93,150	27.08	107,613	30.30	
		133,515		143,265		244,925		343,988		355,191		不納欠損額 60,540円
下水道受益者分担金		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	
		0		0		0		0		0		
介護保険料		256,700	32.92	170,200	67.00	0	—	106,300	75.44	124,600	39.72	
		779,700	不納欠損額 384,000円	254,000	不納欠損額 83,800円	0		140,900		313,700		
学校給食費		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	
		0		0		0		0		0		

町税等に係る滞納繰越分の収納率推移

図6(表8関係)



③ ふるさと応援寄附金事業の活用

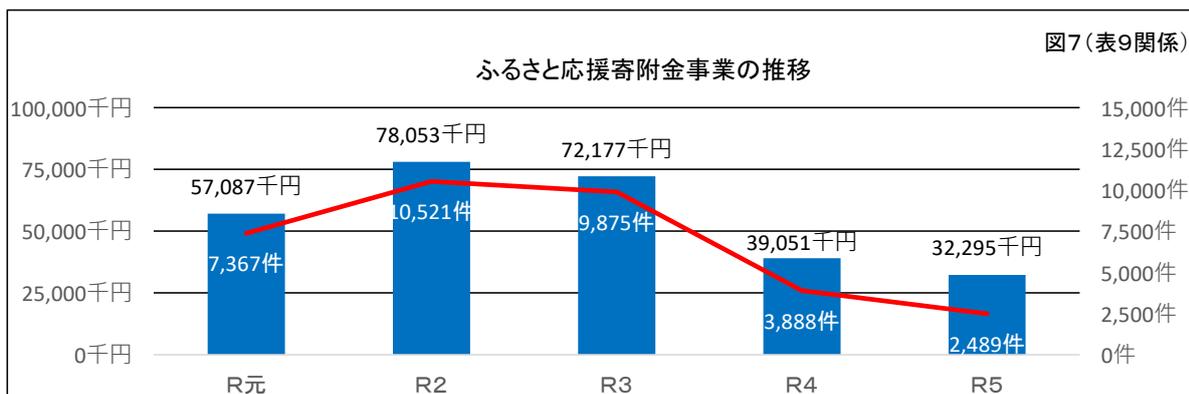
【企画課】

平成28年度から実施している「ふるさと応援寄附金事業」は、令和2年度以降は減少傾向にあり、更に令和4年度から総務省通知により返礼品調達費を寄附額の3割以下に、経費の総額を5割以下に設定したことや、返礼品取扱い事業の減少などが影響し大きく減額いたしました。

今後は、ポータルサイトの増加や運用方法の見直しなど寄附に繋がる環境を整えていくとともに、寄附金については「まちづくり」の財源として有効に活用し、本町特産品のPRに繋げていきます。

● 表9 ふるさと応援寄附金実績 (単位：件、千円)

年度	寄附件数	寄附金額	事業経費 (返礼品等)	(参考) 町民の町外自治体への 寄附による町民税控除額
R元	7,367	57,087	43,700	2,706
R2	10,521	78,053	55,424	3,143
R3	9,875	72,177	53,432	2,945
R4	3,888	39,051	27,645	2,965
R5	2,489	32,295	15,851	2,873



(3) 補助金、使用料・手数料の適正化

④ 補助金等交付の適正化

【総務課】

豊頃町補助金等交付規則により適正に交付しています。今後においても費用対効果の観点から交付対象を精査し、適正かつ速やかな事務処理に努め補助金等の交付についての適正化を図ってまいります。

⑤ 各使用料・手数料の見直し

【関係各課】

- ・ 必要に応じて随時見直しを行います。
- ・ 平成24年度において、豊頃町行政財産使用料条例、豊頃町有土地使用料徴収条例及び豊頃町普通河川管理条例の一部を改正
- ・ 平成25年度において、茂岩山パークゴルフ場使用料を無料化、道路占用料の改定及び河川敷地占用料等の区分を改正
- ・ 平成29年度において、健康診査検診料の一部を改正
- ・ 令和2年度及び令和3年度において、通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を廃止

(参考)

* 公共下水道

【施設課】

- ・ 平成26年4月1日～ 使用料の一部改正 (平均2.8%アップ) ・ ・ (消費税の改定に伴い)

● 表10 使用料体系と収支状況 (単位：千円、件、m³)

年度	収益的 経費	区分	基本料金			超過料金			使用料 収入
			基準	使用料	延べ件数	基準	使用料	延べ超過量	
R元	73,601	一般	8m ³ まで	1,230円	11,059	1m ³ につき	165円	70,293	25,609
		収容	100m ³ まで	5,140円	48	1m ³ につき	51円	10,505	
R2	68,931	一般	8m ³ まで	1,230円	10,970	1m ³ につき	165円	73,488	26,128
		収容	100m ³ まで	5,140円	36	1m ³ につき	51円	10,071	
R3	83,225	一般	8m ³ まで	1,230円	11,075	1m ³ につき	165円	73,784	26,228
		収容	100m ³ まで	5,140円	36	1m ³ につき	51円	9,010	
R4	80,476	一般	8m ³ まで	1,230円	11,115	1m ³ につき	165円	68,406	25,416
		収容	100m ³ まで	5,140円	36	1m ³ につき	51円	8,344	
R5	62,317	一般	8m ³ まで	1,230円	11,079	1m ³ につき	165円	65,591	24,746
		収容	100m ³ まで	5,140円	36	1m ³ につき	51円	7,952	

***簡易水道**

【施設課】

・平成26年4月1日～ 使用料の一部改正（平均2.9%アップ）・・・（消費税の改定に伴い）

● 表11 使用料体系（抜粋）と収支状況 (単位：千円、件、m³)

年度	収益的経費	区分	基本料金			超過料金 (1m ³ 当たり)			使用料収入
			基準	使用料	延べ件数	基準	使用料	延べ超過量	
R元	93,748	一般	8m ³ まで	2,160円	15,108	8m ³ 超え	247円	94,243	126,160
						30m ³ 超え	195円	142,852	
						300m ³ 超え	174円	140,198	
		営業	15m ³ まで	4,190円	313	15m ³ 超え	267円	4,150	
						100m ³ 超え	247円	236	
						15m ³ 超え	299円	22,984	
R2	92,767	一般	8m ³ まで	2,160円	15,033	8m ³ 超え	247円	100,327	135,429
						30m ³ 超え	195円	148,862	
						300m ³ 超え	174円	180,691	
		営業	15m ³ まで	4,190円	279	15m ³ 超え	267円	3,599	
						100m ³ 超え	247円	137	
						15m ³ 超え	299円	21,410	
R3	91,961	一般	8m ³ まで	2,160円	15,080	8m ³ 超え	247円	98,189	135,746
						30m ³ 超え	195円	149,900	
						300m ³ 超え	174円	181,931	
		営業	15m ³ まで	4,190円	271	15m ³ 超え	267円	3,540	
						100m ³ 超え	247円	138	
						15m ³ 超え	299円	22,780	
R4	114,060	一般	8m ³ まで	2,160円	12,105	8m ³ 超え	247円	94,305	114,478
						30m ³ 超え	195円	150,787	
						300m ³ 超え	174円	182,204	
		営業	15m ³ まで	4,190円	215	15m ³ 超え	267円	3,438	
						100m ³ 超え	247円	108	
						15m ³ 超え	299円	20,115	
R5	88,696	一般	8m ³ まで	2,160円	15,112	8m ³ 超え	247円	94,342	137,198
						30m ³ 超え	195円	149,341	
						300m ³ 超え	174円	198,975	
		営業	15m ³ まで	4,190円	284	15m ³ 超え	267円	3,361	
						100m ³ 超え	247円	27	
						15m ³ 超え	299円	20,481	

***公園施設**

【施設課】

- ・平成25年4月1日～ 茂岩山パークゴルフ場使用料を無料化
- ・平成25年3月 茂岩山キャンプ場バンガローの移設を行い利用増進を目指す
- ・平成26年 茂岩山キャンプ場バンガローの設置場所の変更及び通路の舗装を行い駐車帯設置
- ・平成30年 茂岩山キャンプ場や焼肉施設の更新を行い利用増進を目指す
- ・令和元年度 茂岩山キャンプ場バンガローの更新を行い利用増進を目指す（窓サッシ改修）
- ・令和2年度 茂岩山キャンプ場バンガローの更新を行い利用増進を目指す（窓サッシ改修）
- ・令和3年度 茂岩山キャンプ場バンガローの更新を行い利用増進を目指す（窓サッシ改修）
- ・令和4年度 茂岩山キャンプ場トイレの更新を行い利用増進を目指す（屋根塗装・内部電気、換気扇改修ほか）

● 表12 使用料の推移 (単位：千円)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
使用料	888	631	595	787	926

***保育所**

【福祉課】

- ・平成27年4月1日～ 「子ども・子育て支援制度」が始まり、これまでの保育料金から増額になる場合には、平成26年度入所していた児童が卒所するまでの間に限り、市町村民税額を調整して増額とならないように算定できるようにしました。
- ・令和元年10月1日～ 「子ども・子育て支援制度」の大規模改変により3歳児以上の保育料が無償化となったのに伴い当町も3歳児以上の保育料を無償化としました。

*** 町営住宅使用料の状況**

【施設課】

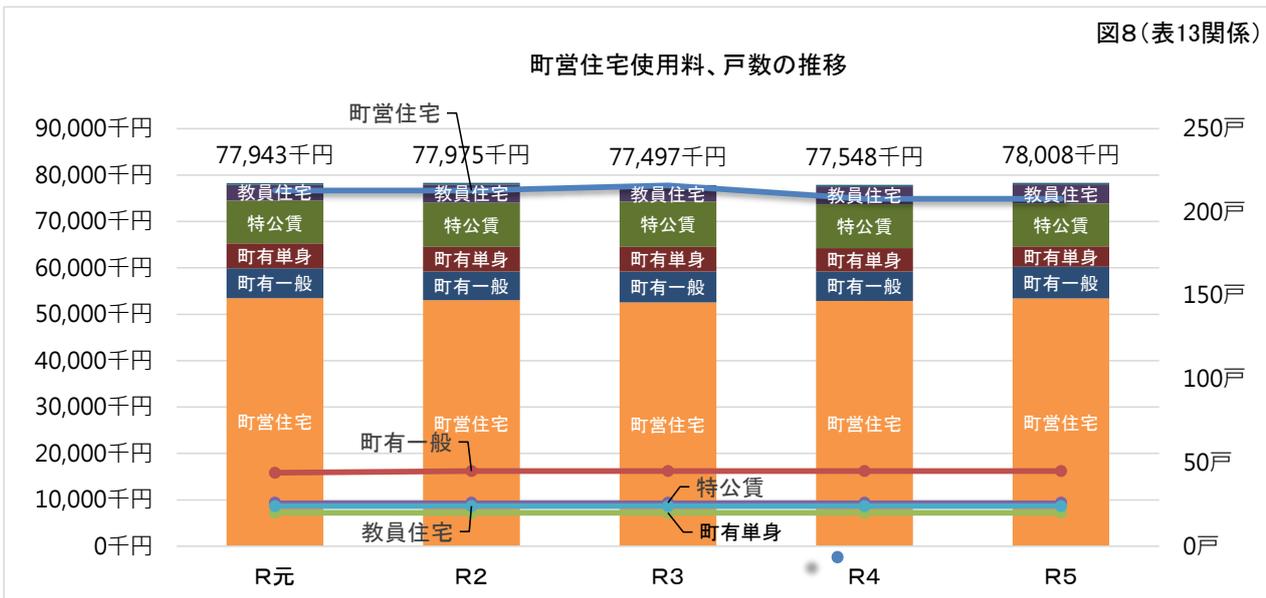
・平成21年4月1日～ 車庫等使用料を家賃と分離するなど政令による改正

● 表13 使用料の推移 (単位：戸、千円)

年度	町営住宅		町有住宅(一般)		町有住宅(単身)		特公賃(一般・単身)		教員住宅		合計	
	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料	戸数	使用料
R元	213	53,478	44	6,408	20	5,411	26	9,217	24	3,429	327	77,943
R2	213	53,024	45	6,172	20	5,339	26	9,488	24	3,952	328	77,975
R3	216	52,559	45	6,661	20	5,294	26	9,772	24	3,211	331	77,497
R4	208	52,873	45	6,350	20	5,043	26	9,425	24	3,857	323	77,548
R5	208	53,390	45	6,843	20	4,390	26	9,230	24	4,155	323	78,008

(注) 平成22年度に新築した「漁業振興住宅2戸」は、「町有住宅一般」に含む。

図8(表13関係)



*** 各種健康診査健診料**

【福祉課】

- ・平成22年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正
- ・平成29年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正(特定健康診査、前立腺がん検診、高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種自己負担額の改正及びPET乳がんドック、子宮がん検診(エコー検診)を新たに実施)
- ・平成30年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正(特定健康診査自己負担額の改正及びピロリ菌検査を新たに実施)
- ・平成31年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正(乳がん検診(エコー検査)を新たに実施)
- ・令和3年4月1日～ 健康診査健診料等の一部を改正(胃内視鏡、肺CT検査、すい臓ドックを新たに実施)

*** 町有土地**

ア 土地使用料

【総務課】

- ・平成24年4月1日～ 豊頃町行政財産使用料条例、豊頃町有土地使用料徴収条例及び豊頃町普通河川管理条例の一部を改正
- ・平成25年4月1日～ 河川敷地占用料等の区分を改正

● 表14 電柱等に係る使用料の推移 (単位：千円)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
使用料	1,032	1,031	1,040	1,033	1,036

イ 道路占用料

・平成25年4月1日～ 地価見直しに伴う道路占用料の改定

【施設課】

● 表15 電柱等に係る占用料の推移 (単位：千円)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
使 用 料	2,668	2,654	2,664	2,629	2,613

*える夢館

・平成20年4月1日～ 町外法人等の営利目的使用による使用料加算基準の引き上げ

【教育課】

*二宮報徳館

・平成20年4月1日～ 減免規定及び営利目的使用による使用料加算基準を設定

【教育課】

*総合体育館

・平成20年4月1日～ アリーナの使用料基準を改正し、新たに町外個人の使用を有料化

【教育課】

*町民プール

・平成24年10月26日～ 町民個人は無料、団体利用有料（1時間：1,000円）で設定

【教育課】

*福祉施設・農業研修施設

・平成20年4月1日～ 営利目的使用による使用料加算基準を設定

【施設課】

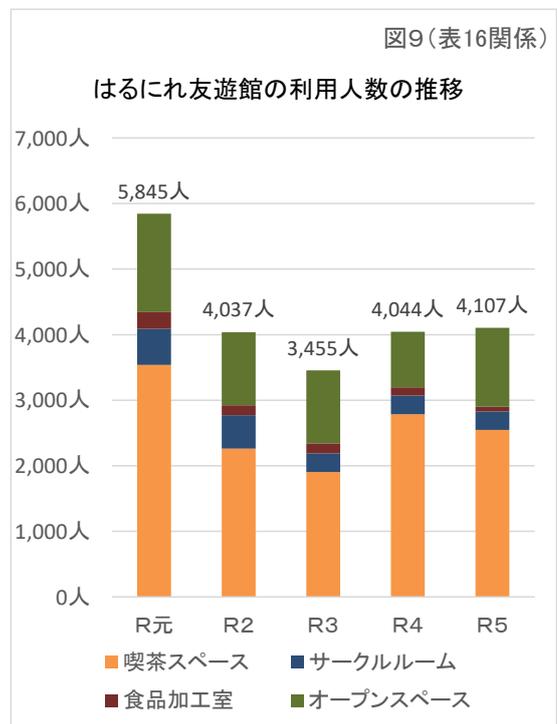
*はるにれ友遊館

・平成23年4月1日～ はるにれ友遊館条例施行

【企画課】

● 表16 利用日数及び利用人数等の推移 (単位：日、人、円)

年 度	区 分	喫 茶 スペース	サークル ルーム	食 品 加工室	オープ ンスペース	合 計
R元	利用日数	240	130	60	50	480
	利用人数	3,540	550	255	1,500	5,845
	使用料	0	60,000	112,400	2,000	174,400
R2	利用日数	207	127	43	19	396
	利用人数	2,261	512	150	1,114	4,037
	使用料	0	54,600	124,480	2,000	181,080
R3	利用日数	196	75	45	17	333
	利用人数	1,907	282	153	1,113	3,455
	使用料	0	55,000	119,280	0	174,280
R4	利用日数	240	87	36	19	382
	利用人数	2,787	285	125	847	4,044
	使用料	0	50,200	109,120	0	159,320
R5	利用日数	236	87	45	16	384
	利用人数	2,547	281	71	1,208	4,107
	使用料	0	50,200	110,400	0	160,600



(4) 公営企業事業の法適用移行

⑥ 簡易水道事業・公共下水道事業の公営企業会計への移行

【施設課】

- 令和2年度 公営企業会計法適用基本計画を策定
- 令和3～4年度 公営企業会計法適用に伴う固定資産の評価及び台帳整備
- 令和4～5年度 公営企業会計法適用に伴う各種システムの選定及び移行準備
- 令和6年度 公営企業会計へ移行

(5) 財産管理の適正化

⑦ 未利用財産の売却・活用促進

【総務課】

・町有財産の有効活用を幅広く検討し、未利用財産の今後の活用方法若しくは売却についても検討します。

● 表 1 7 住宅分譲（豊頃南町・茂岩末広町・茂岩栄町）団地販売状況 (単位：件、千円)

【企画課】

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
販 売 区 画	1	1	0	0	3
販 売 額	815	990	0	0	2,911

● 表 1 8 その他町有土地・建物売払状況 (単位：件、千円)

【総務課】

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
宅 地 等	3	1	1	3	2
売 払 額	197	315	174	494	350

● 表 1 9 町有林の立木売払状況 (単位：ha、千円)

【産業課】

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
皆 伐 面 積	25.64	24.50	22.81	24.20	18.24
売 払 額	25,000	18,590	24,640	22,990	18,920

(6) 維持管理費等の削減

⑧ 町公共施設等の維持、管理費の削減

【総務課】 【施設課】

町内街路灯のLED化を年次計画で実施し、令和5年度末現在約94%の改修率となっています。開始した平成25年度の年間使用料11,240千円に対し令和5年度は、電気料の大幅な値上げが行われましたが7,247千円となっています。

● 表 2 0 電気料、燃料費等の推移 (単位：千円)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
施 設 電 気 料	49,899	47,021	49,242	60,317	64,627
施 設 暖 房 費	31,941	30,898	37,971	42,215	41,375
施 設 水 道 料	7,204	6,792	7,030	5,705	6,692
公 用 車 燃 料 費	9,835	8,210	10,524	12,263	12,251



⑨ コミセン等の地域管理委託

【施設課】

福祉施設8施設のうち、豊頃コミセン・大津コミセン・アメニティホールを管理委託し、他5施設は地域管理としています。また農業施設13施設は、全て地域管理としています。

【管理委託料】

・豊頃コミセン 897千円 ・大津コミセン 600千円 ・アメニティホール 360千円

5 職員の意識改革・資質向上

(1) 職員の意識改革

① 職員の意識改革

【各課】

日頃から業務の無駄を見直し、職員一人ひとりが内部コストの削減に努めています。

(2) 職員の人材育成、確保

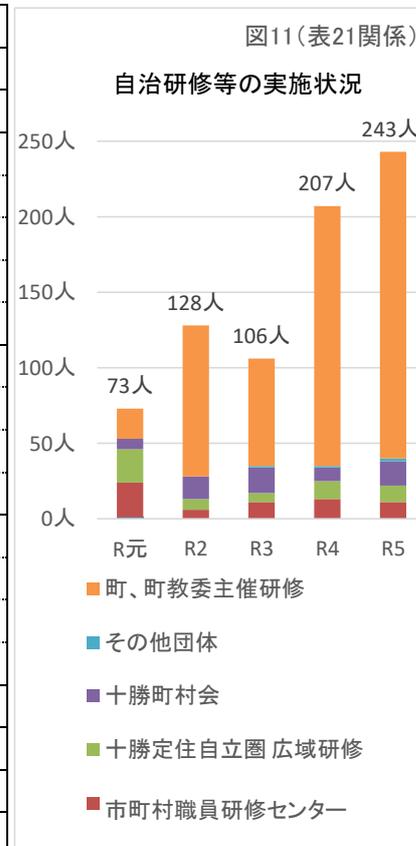
② 職員研修の充実

【総務課】

職員の恒常的な能力開発を図るため、計画的に職員研修を行っています。また、平成29年度から十勝市町村税滞納整理機構へ2年間、令和2年度から十勝町村会へ3年間職員の派遣をしており、より幅広い識見を身に付け、多様な人材育成するため、広域組織や自治体間の派遣を積極的に行い、今後はオンライン研修を含め研修機会を拡充していきます。

● 表21 自治研修等の実施状況 (単位：人)

研修先	研修名	R元	R2	R3	R4	R5
十勝町村会他	職員派遣研修		1	1	1	
市町村振興協会	職員海外研修	1				
市町村職員 研修センター	地方自治法				1	
	法令実務	4		1	1	
	クレーム対応	1		1	1	
	折衝力・交渉力強化				1	
	その他	18	6	9	9	11
十勝定住自立 圏広域研修	接遇研修	3	5	6	6	5
	監督職員研修	4	1		1	1
	管理職員研修	1			1	
	その他	14	1		4	5
十勝町村会	新規採用職員研修	3	5	7	4	5
	2年目職員研修		4	5	3	4
	5年目職員研修	3	4	4		3
	法務研修	1	1		1	4
市町村 アカデミー	市町村長特別セミナー			1		
	管理職特別セミナー				1	2
町	物産販売研修	17	14	13	17	3
	自主開催研修		86	58	149	194
町教育委員会	報徳町内めぐり	3			6	6
計		73	128	106	207	243



③ 人事評価制度の適正運用

【総務課】

平成28年度から導入し、令和5年度からは評価結果を次年度の昇給及び勤奨手当の成績率に活用していきます。今後も適正な人事評価のため、評価ルールの作成及び評価者研修などを実施していきます。

(3) 職員調査・研究活動の推進

④ 町政自主研修（個人又は小集団）の奨励

【総務課】

令和5年度の実績はありませんでしたが、若い年代の職員比率が増えていることから、職員としての意識啓発やスキルアップを図るための自主的研修を積極的に奨励していきます。

⑤ 災害等非常時におけるワーキンググループの設置

【総務課】

令和3年度に、感染症対策に対応した「業務継続計画」及び「避難所運営マニュアル」を策定したことから、これらに基づいた非常時におけるワーキンググループ設置（部会等）を検討し、災害時において早急に対応できる体制を構築します。

⑥ 庁内横断的な経営支援チームの設置

【企画課】

町政に関する課題解決のため、必要に応じて各検討委員会等を設置していますが、平成28年度においては高校生の通学のための足を確保するため「豊頃町地域公共交通検討会議」を企画課が中心となり総務課、住民課、福祉課、施設課、教育課を含めた6課で設置し検討を重ねました。結果、関係各課の連携で早急な対応が図られ平成29年度からはコミュニティバスを増便し高校通学者の利便を図るための時間帯での運行がなされることとなりました。

今後も、事務効率化やカーボンニュートラルへの取組、その他抱える課題の解決に向けて各課横断的に、企画（政策）立案、内容検討を行います。

6 町民サービスの向上

(1) 行政サービスの向上

・ 窓口サービスの向上

① 窓口業務の集約化

【関係各課】

窓口業務担当者間で連携しながら速やかに対応することにより総合窓口の機能を充足し、住民に対する利便性の向上を図っています。

② 窓口利用機会の拡大

【関係各課】

時間外における窓口延長受付や臨時的窓口の開設等、必要に応じて実施しています。

令和4年3月から出納係の窓口を役場庁舎1階に移設し、来庁者の利便性の向上を図りました。

③ 事務手続きの簡素化・押印省略

【各課】

令和3年度に、新型コロナウイルス感染症の流行の中、将来的なデジタル社会を見据えた行政事務手続き等の簡素化を目指し、条例及びその他例規の見直しを実施しました。今後、地方自治体の行政手続きのオンライン化などに注視しつつ、町民にとって利便性の高い体制の構築を引き続き図ってまいります。

(2) 情報通信技術の活用

④ 窓口業務のオンライン化（電子申請）導入

【住民課】

平成25年度に地方税電子申告システムを導入し、給与支払報告書の提出、法人町民税に係る申告・届出、償却資産の申告書などを電子申告により受け付けています。

令和元年10月から地方税共通納税システムを利用し、法人町民税・個人住民税（特別徴収分）の電子納税ができるようになりました。

令和5年2月からマイナンバーカードを所持している住民は転出届と転入の予約がオンラインで実施できるようになりました。

令和6年1月から全国のコンビニエンスストア等で豊頃町の住民票や印鑑証明書が取得できるサービスを開始しました。

令和6年3月から戸籍法の一部を改正する法律により、戸籍の届出における添付書類の省略や本籍地以外での戸籍謄抄本の発行を行うことができるようになりました。

⑤ テレワーク等の導入

【総務課】

職場においても感染症への危険性を減らすことが今後も重要であり、在宅や遠隔地等での勤務が可能となるテレワークは、その有効な対策の一つです。

令和3年度に、ウィズコロナ・ポストコロナの新たな日常及び新しい生活様式に対応した働き方として、テレワークの活用を可能とするため、3台の機器導入をしました。

今後は、具体的な運用方法やセキュリティ対策、取り扱い情報に関する基本的な規定等を定め、円滑に活用してまいります。

(3) 情報提供、情報公開の充実

・ 行政情報の提供推進

⑥ 行政関連情報の積極的な提供

【各課】

* 広報紙、ホームページ等による情報の提供

・ 職員等の給与・財政運営の状況等 ～

広報とよころ4月号において、新年度の町政運営及び予算の概要を、同12月号において前年度決算及び人件費の状況について公開しています。

・ その他 ～

町が進める主要な政策や町財政の現状など、できるだけ多くの情報を公開することで町民皆様にご理解をいただき、「協働のまちづくり」がともに進められるよう情報公開を積極的に推進していきます。

また、ホームページを利用して「新型コロナウイルス感染症」の発生状況についてのお知らせや、「きょうの豊頃」においては、豊頃町における出来事を一早く町内外の皆様にお知らせしております。なお、令和4年度より情報発信システム（LINE）を導入し、町内行政情報を積極的に発信しています。